

那覇市歴史博物館所蔵「旧沖縄県農商課文書」をめぐる諸問題

— 史料学・アーカイブズ学との関連で —

川島 淳

はじめに

那覇市歴史博物館には、民家の壁の下地材として使われていた「旧沖縄県農商課文書」が収蔵されている。本文書は、二〇一二年三月三〇日に仲介者を通じて同年四月五日に那覇市歴史博物館に寄贈された文書である。寄贈の経緯については、二〇一二(平成二四)年四月六日付の「沖縄タイムス」には「鹿児島市の古民家から沖縄資料 川邊さん、那覇市に寄贈」との見出しで、次の記事が掲載されている。「鹿児島県内の古民家の壁の中から見つかった明治時代半ばの沖縄関係資料15枚が5日、那覇市歴史博物館に寄贈され」、「古民家の壁の下地材として貼り付けられていたものを、昨年9月に川邊さんが収集し保管、活用が可能な施設を探していた」という。

この新聞記事と「旧沖縄県農商課文書」そのものをみてみると、この「旧沖縄県農商課文書」は、本論で詳述するように、明治二〇年代に沖縄県農商課で生成・収受された文書六点を含む一五点の文書で構成されている。これら一五点の文書は、本来的には「公文書」として機能したが、その後本来の機能や価値が失われた結果、当事者は個人文書として「旧沖縄県農商課文書」を持ち帰った。その後、「旧沖縄県農商課文書」は、民家の壁の下地材として活用されたが、再利用の経緯は不明である。すなわち、当事者は、住居の建設にあたって「旧沖縄県農商課文書」に壁の下地材としての価値を見出した結果、再利用したのか、あるいはまた、当事者が第三者に提供して壁の下地材として使われたのかということは判然としない。つまり、本来的な「公文書」を持ち帰った当事者と民家の持主が一致するとはかぎらないのである。いずれにせよ、民家解体工事の際に、壁の下地材であった「旧沖縄県農商課文書」に川邊氏が歴史資料としての価値を見出した結果、破棄されずに那覇市歴史博物館に寄贈されることになった。

この事例からも明らかのように、「公文書」としての機能が失われた後に、壁下地材としての価値が見出されて再利用されたモノ資料の一部を再び文書資料と

して捉えられるのかといった問題も生じるであろう。すなわち、「原形保存」の原則に重点を置いてみると、第一に、沖縄県庁内部で保管されていた時点において一五点の文書は、一紙であったのか、こよりで綴じられていたのか、簿冊体であったのかというように、原形などは不明である。第二に、後述のように、壁の下地材として再利用した際に文書を裁断している可能性も否定できないとともに、民家解体工事の際に文書を取り出すにあたって破損していることもあろう。第三に、文書そのものが民家の壁下地材として使われていたので、壁の一部を構成していたものであり、こうした壁という原形を破壊して取り出した文書である。換言すれば、壁そのものの原形が破壊してしまったのである。このように、「原形保存」などの原則に基づくとき、本稿で紹介する「旧沖縄県農商課文書」には、さまざまな問題が含まれているのである。

かかる問題点もあるが、本文書には示唆に富む内容もあるとともに、壁の下地材として文書が残されるという事例であることから、「旧沖縄県農商課文書」をあえて紹介することにした。第一節では文書一五点の概要を確認し、第二節では、資料の現存状態と内容について検討することにする。なお、「旧沖縄県農商課文書」という名称は、受入・整理において付したものであることから、本稿では、この名称を用いることにする。

第一節 「旧沖縄県農商課文書」の概要

那覇市歴史博物館所蔵「旧沖縄県農商課文書」は、【表1】で示したように、一五点の文書で構成されている。本来であれば、「出所の原則」などに基づいて「旧沖縄県農商課文書」の内的構造を示す必要があるが、後述のように、作成母体が不明である。そこで、文書一五点の内容に基づいて分類すると、四項目が設定できる。すなわち、Ⅰ. 各間切の状況に関する件Ⅱは「反別及び石高に関する帳簿」一点のみである。Ⅱ. 農事試験場に関する請求書Ⅲは、一八八七(明治二〇)年八月一日付一通、一一日付二通であり、久茂地在任の城間正作が沖縄県第一部農商課に宛てた、農事試験場に関する「請求書」二点で構成されている。Ⅲ. 第三回内国勸業博覧会に関する件Ⅳは、同博覧会に出品して賞牌や賞状、褒状が授与された際に沖縄県第一部農商課に提出された「拝受書」二点で構成されてい

る。その内訳は、名護間切安和村在住の仲村渠鍋山が一八九〇（明治二三）年一月七日付で提出した「拝受書」、本部間切浦崎村在住の仲宗根幸八郎の同日付「拝受書」、伊江島西江上村在住の伊是名正の同日付「拝受書」の三点である。「IV. 各間切における出納に関する件」は、玉城間切・中城間切・摩文仁間切・美里間切・勝連間切・佐敷間切・具志頭間切・宜野湾間切の文字や掟、首里大屋字に渡した数量が記録された文書であり、一つの間切に対して一枚の和紙で示されている。

以上が「旧沖縄県農商課文書」の概要である。ここで、「II. 農事試験場に関する請求書」の三点の文書と「III. 第三回内国勸業博覧会に関する件」の三点の文書に着目しよう。農事試験場や第三回内国勸業博覧会に関する事務を担当したのは沖縄県第一部農商課であり、これら六点の文書は、農商課で生成・收受されたものであることが判る。ただし、それ以外の文書には、作成年月日と作成者、宛先が付されていないため、沖縄県庁における担当部署は判明しない。また、現存する一五点を含む「旧沖縄県農商課文書」を持ち帰った当事者は不明であるため、沖縄県庁において、いかなる課で保管されていた文書なのかは判然としない。ところで、一八八六（明治一九）年九月七日付で沖縄県知事大迫貞清が制定した「沖縄県庁則」（沖縄県令丙第一号）には、沖縄県庁内における農商課の位置に関する条文と、文書保管に関する条文がある。その内容を確認しよう。⁽²⁾

第一条 庁中へ知事官房ヲ置ク

第二条 第一部中へ左ノ課掛ヲ置ク

庶務課

本務掛

編纂掛

農商課

本務掛

第三条 第二部中へ左ノ課掛ヲ置ク

土木課

本務掛

学務課

本務掛

統計掛

監獄課

衛生課

會計課

調査掛

公債掛

第四条 警察本部中へ左ノ課掛ヲ置ク

第一課

庶務掛

第二課

監督掛

第五条 収税部中へ左ノ課掛ヲ置ク

賦税課

徴収課

徴税費課

會計掛

調査掛

公債掛

庶務掛

監督掛

監督掛</

すなわち、まず担当部課において、一案件に係る複数の書類を一括して纏めたいうで、一案件の文書を部類に分けて簿冊を編纂し、簿冊の初めに案件の目次を付すこと、そして別に簿冊の目録を作成して紛乱しないようにすること、これらの各部の文書は一年ごとに纏めて目録を添えて沖縄県庶務課編纂掛に移管することが規定されていたことが判る。また、移管を受けた庶務課編纂掛は年次を逐って簿冊を編製して書庫に保存することが定められていた。

以上の規程に基づくと、当事者が持ち帰った「旧沖縄県農商課文書」は、どこに保管されていた文書なのかということが疑問として浮かびあがる。すなわち、沖縄県庁内の文書管理に関する規程によると、まず文書は担当課内で保管されて、その案件が完結した時点で一案件に係る文書が一括して纏められて一年単位で別の案件の文書とともに簿冊のなかに編綴され、そのうえで庶務課に移管されることになった。これに基づいて、「旧沖縄県農商課文書」のうちⅡとⅢの文書に着目すると、これらの文書は、担当部課であった沖縄県第一部農商課で保管されていたのか、あるいは農商課から移管された後に庶務課編纂掛で保管されていた文書なのかということになる。換言すれば、沖縄県庁から持ち帰った人物が、本文書の担当課の職員であるとするならば、庶務課に移管される以前の課内保管文書を持ち帰ったことになるだろう。他方、当事者が庶務課（のちに知事官房）の職員であるならば、担当課から移管を受けた庶務課保管文書を持ち帰ったことになるだろう。なお、庶務課保管文書には、永久保存・三年保存・一年保存の文書がある。保存年限が満了した文書は廃棄されるか、あるいは、保存年限を延長する措置によってそのまま保管されるかということになる。この「旧沖縄県農商課文書」は、担当課から移管された庶務課保管文書であったとするならば、保存年限が満了した廃棄対象文書であった可能性もあるだろう。

このように、那覇市歴史博物館所蔵「旧沖縄県農商課文書」は、どの課に集積されていた文書であるのか、そして沖縄県庁から持ち帰ったのが誰なのか、ということなどは判然としない。したがって、原秩序や原形が破壊されているだけでなく、文書作成の部課と、文書を保管していた部課、持ち帰った当事者など、出所と伝来が不明確な文書である。つまり、これら一五本の文書を史料学的に考察することは難しいのである。

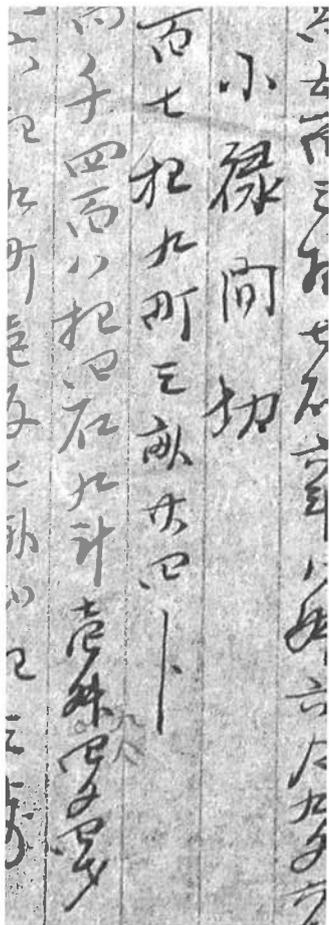
第二節 「旧沖縄県農商課文書」の現存状況と文書内容について

前節で指摘したように、一五本の文書を史料学的に考察することはできない。ということは、本文書を研究で活用することは難しい。本節では、本文書一五本の現存状態と文書内容について検討する。文書一五本の写真は巻末に付し、一文書の部分を説明する場合には、説明の便宜上、参照しやすいところに配置した。

I. 各間切の状況に関する件

〔反別及び石高に関する帳簿〕【文書Ⅰ―Ⅰ】は、沖縄県用一三行×二朱野紙一枚に墨筆で記されたもので、朱筆による訂正がなされた文書である。朱筆は確認できるものの、壁の下地材であったことから、行の枠については色落ちしている部分もある〔巻末の【写真①】参照〕。また、「反別」、「田反別」、「畑反別」の項目の冒頭には当初「一」との文言がそれぞれに付されていたが、このうち「田反別」と「畑反別」の冒頭の「一」は朱筆で削除されている。さらに、小緑間切の反別の「高」には朱筆で「九合」との加筆が確認できる【写真Ⅰ―Ⅰ】。以上の写真からも判るように、【文書Ⅰ―Ⅰ】における野紙の一部には色落ち部分があるものの、墨筆・朱筆の文言は鮮明である。

次に具体的な内容について見ていこう。



【写真1】〔反別及び石高に関する帳簿〕の朱筆部分

【文書Ⅰ―Ⅰ】〔反別及び石高に関する帳簿〕

真和志間切

一 反別式百式拾六町八反七畝五歩

此高式千式百五拾四石九斗式升五文

〔註1〕 田反別百式拾町六反三畝五歩

此高千七百七拾壹石八斗八升式合五文九才

〔註2〕 畑反別百六町式反四畝――

此高四百八拾三石三升七合九文壹才

豊見城間切

一 反別式百町六反九畝廿六歩

此高千七百八拾六石六升壹文七才

〔註3〕 田反別八拾八町三反八畝三歩

此高千式百四拾八石三斗七升三合式文壹才

〔註4〕 畑反別百拾式町三反壹畝廿三歩

此高五百三拾七石六斗八升六合九文六才

小祿間切

一 反別百七拾九町三畝廿四歩

此高千四百八拾四石九斗壹升九合四文四才

〔註6〕 田反別六拾九町壹反七畝式拾三歩

此高九百八拾九石七斗五合八文五才

〔註7〕 畑反別百九町八反六畝壹歩

此高四百九拾五石式斗壹升三合五文九才

兼城間切

一 反別百七拾町壹反九畝九歩

此高千式百八拾式石七斗三合五文九才

〔註8〕 田反別五拾八町四反八畝式拾五歩

此高七百式拾六石式斗壹升式合

(沖繩県用二三行×2朱罫紙に墨筆・朱筆)

〔註1〕 「一」との墨筆があるが、朱筆で削除している。

〔註2〕 「一」との墨筆があるが、朱筆で削除している。

〔註3〕 「一」との墨筆があるが、朱筆で削除している。

〔註4〕 「一」との墨筆があるが、朱筆で削除している。

〔註5〕 朱筆で「九合」との加筆がある。

〔註6〕 「一」との墨筆があるが、朱筆で削除している。

〔註7〕 「一」との墨筆があるが、朱筆で削除している。

〔註8〕 「一」との墨筆があるが、朱筆で削除している。

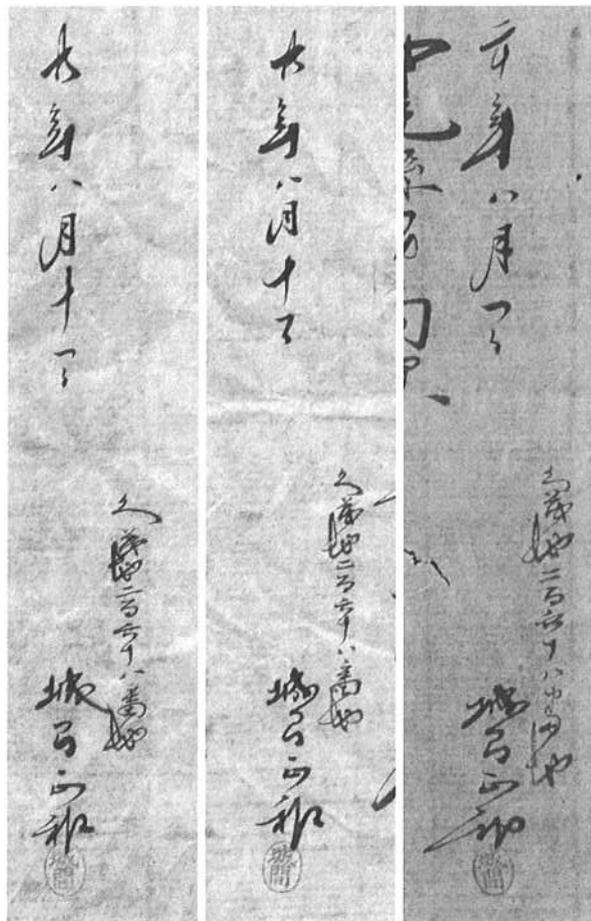
【文書Ⅰ―1】では、二六行にわたって、島尻郡の真和志間切・豊見城間切・小祿間切における田と畑の反別数と石高数、二つを合計した反別数と石高数が記載されている。ただし、兼城間切の項目には、田と畑の反別数と石高数をそれぞれ合計した数値と、田のみの反別数と石高数は記されているもの、畑の反別数と石高数が記載されていない。ゆえに、現存するのは本文書一枚のみであるが、おそらく複数枚の文書で構成されており、本文書に続く用紙には、兼城間切の畑の反別数と石高数が記されていたのであろう。また四間切以外の間切の反別と石高の総数、田・畑それぞれの反別数と石高数が記載されていた用紙も存在していたものと思われる。したがって、複数枚で構成された文書のなかの一枚が本文書であり、そのうちの一枚が残存していると考えられる。なお、本文書の作成時期や作成者は不明であるが、四間切の反別数と石高数を基準として、他の文書との関連で文書作成時期を特定することもできる。これについては、今後も史料調査を続けていきたいと考える。

II. 農事試験場に関する請求書

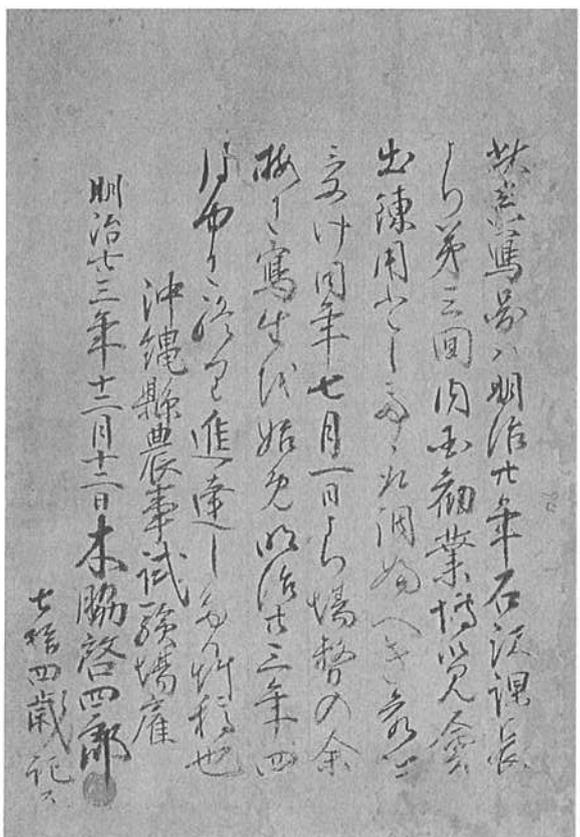
農事試験場に関する請求書は、城間正作から沖繩県第一部農商課に宛てた一八八七(明治二〇)年八月一日付一通と同月一日付二通の「請求書」三点で構成されている。

この三点の法量について確認しよう。【文書Ⅱ―1】は一八・二cm×三六・六cm、【文書Ⅱ―2】は一八・七cm×四〇・一cm、【文書Ⅱ―3】は一八・一cm×四二・七cm×四二・二cmのものであったと考えられる。また、本文書で用いられた用紙は、同じ行内において文字の大きさはまちまちであることから、罫紙ではなく、無地の和紙であったように思われる。

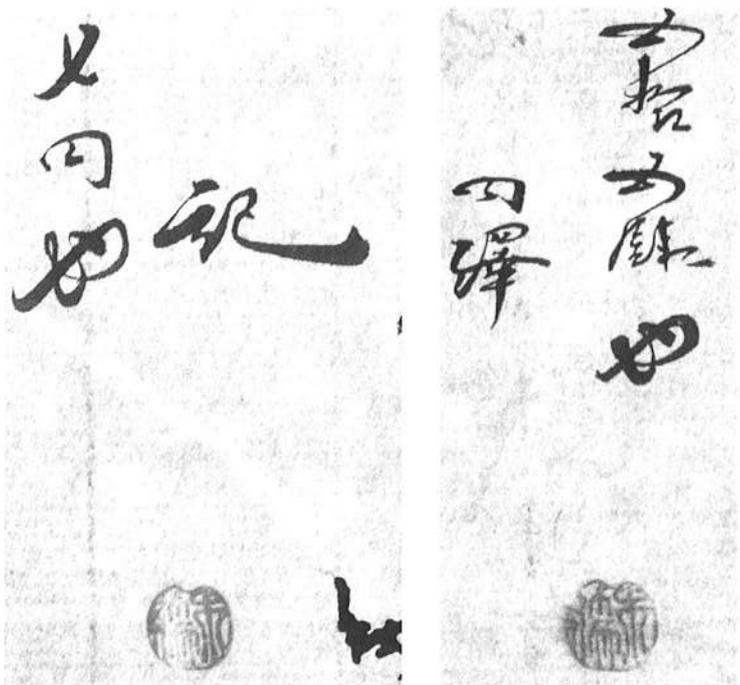
次に、【文書Ⅱ-1】から【文書Ⅱ-3】までの三点の文書に捺されている朱印に着目しよう。これら三点の文書の差出人である「城間正作」との署名の下に「城間」との丸朱印が捺されている【写真2】。また【文書Ⅱ-1】と【文書Ⅱ-2】の冒頭には「木脇」との丸朱印が捺されている【写真3】・【写真4】。この朱印は、沖縄県農場試験場雇木脇啓四郎が「花草類真写真」（沖縄県立図書館所蔵）【写真5】・【写真6】に捺した朱印と一致していることから、【文書Ⅱ-1】と【文書Ⅱ-2】に捺されている「木脇」との朱印は木脇啓四郎の印であることが判る。これに基づいて文書を確認すると、後述のように、城間正作は農事試験場におさめた物品の代金を農商課に宛てて請求しており、農事試験場雇の木脇啓四郎は、請求書を收受した際に、「木脇」の朱印を捺したのであろう。他方、【文書Ⅱ-3】は、後述のように、複数枚で構成された文書の最後の一枚であることから、【文書Ⅱ-1】及び【文書Ⅱ-2】の冒頭に捺された丸朱印は確認できない。いずれにせよ、「木脇」の朱印に基づく、「旧沖縄県農商課文書」が沖縄から鹿児島県に持ち帰った当事者が木脇啓四郎であった可能性がある。とはいえ、木脇の後任者や農事試験場の職員、庶務課の職員などが持ち帰った可能性も否定できない。



【写真2】城間正作の署名捺印（右から【文書Ⅱ-1】・【文書Ⅱ-2】・【文書Ⅱ-3】）



【写真5】「花草類真写真」（沖縄県立図書館所蔵。デジタル書庫より）



【写真3】請求書の冒頭の捺印（右から【文書Ⅱ-1】・【文書Ⅱ-2】）



【写真6】前掲「花草類真写真」（【写真5】と同じ）



【写真4】請求書の冒頭にある捺印（【文書Ⅱ-2】）

次に文書の内容を確認しよう。

【文書Ⅱ―1】〔請求書〕〔明治〕二〇年八月一日付

記

金七円也 (木脇)

内譯

一 升二付壹錢五百厘ツゝ

一 金壹円五錢

糖七斗

一 升五錢六厘ツゝ

一 全八拾四錢

大豆壹斗五升

一斤五厘ツゝ

一 全五円拾壹錢

蕃薯千式拾式斤

右二十年七月廿一日ヨリ全三十一日迄試験場用馬食料

御賣上相成候ニ付代金御下渡被成下度奉願上

候也

久茂地二百六十八番地

城間正作 (城間)

二十年八月一日

沖繩県農商課

御中

【文書Ⅱ―2】〔請求書〕〔明治〕二〇年八月一日付

記

金五拾五錢也 (木脇)

内譯

一 升二付二付壹錢五厘ツゝ

金拾五錢

糖壹斗

一斤二付四厘ツゝ

全四拾錢

蕃薯百斤

右廿年八月一日方全十日迄試験場用豚食料御賣上

相成候ニ付代金御下渡被成下度奉願上候也

久茂地二百六十八番地

廿年八月十一日

城間正作 (城間)

沖繩県農商課

御中

【文書Ⅱ―3】〔請求書〕〔明治〕二〇年八月一日

八月九日

金九拾五錢

農夫九人

内譯

金拾五錢

上農夫壹人

全八拾錢

下農夫八人

八月十日

金九拾五錢

農夫九人

内譯

金拾五錢

上農夫壹人

全八拾錢

下農夫八人

右廿年八月一日ヨリ全十日迄農事試験場へ御雇入

相成候ニ付賃金御下渡被成下度奉願上候也

久茂地二百六十八番地

廿年八月十一日

城間正作 (城間)

沖繩県農商課

御中

【文書Ⅱ―1】は、一八八七(明治二〇)年八月一日付で城間正作が沖繩県第一
部農商課に宛てて提出した請求書である。これによると、農商課は城間正作か
ら、一八八七(明治二〇)年七月二一日から三一日までの間に、農事試験場の
馬の食料として糠七斗と大豆一斗五升、蕃薯一、〇二〇斤を購入したので、その

合計金額七円を城間が農商課に請求したのである。

【文書Ⅱ―2】は、一八八七（明治二〇）年八月一日付で久茂地在住の城間正作が沖繩県第一部農商課に宛てた請求書である。この文書によると、一八八七（明治二〇）年八月一日から一〇日まで、農商課は城間正作に農事試験場用の豚の食料として糠一斗と蕃薯一〇〇斤を購入した。その合計金額は五五銭であり、城間は農商課に請求した。

【文書Ⅱ―3】は、一八八七（明治二〇）年八月一日付で城間正作が沖繩県第一部農商課に宛てた請求書である。この請求書によると、一八八七（明治二〇）年八月一日から一〇日まで農事試験場で雇った「農夫」の賃金支払を、久茂地在住の城間が農商課に願ひ出た。「農夫」にも、「上農夫」と「下農夫」という区分があるが、この区分の基準については、本文書においては不明である。また、本文書で確認しておきたいことは、請求書の但書に「右廿年八月一日ヨリ全十日迄農事試験場へ御雇入相成候二付賃金御下渡被成下度奉願上候也」とあるように、八月一日から一〇日まで「農夫」を雇っていたことである。この内訳に着目すると、八月九日と八月一〇日に雇った人数などが記載されているだけで、八月八日以前の請求明細は示されていない。つまり、八月一日から八日までに雇った「農夫」の人数内訳は、本文書からは判明しない。

また、城間正作が沖繩県第一部農商課に宛てた二点の請求書【文書Ⅱ―1】、【文書Ⅱ―2】の様式に基づくと、書き出しには、必ず「記」との文言が付されている。次に請求内容の合計金額が記されたうえで、内訳、但書、年月日、差出人宛先が記載されている。しかし、【文書Ⅱ―3】では、八月九日・一〇日の内訳と但書、年月日、差出人、宛先が示されているだけである。こうした請求書の様式に基づくと、一八八七（明治二〇）年八月一日付で城間が農商課に宛てた文書【文書Ⅱ―3】は本来複数枚で構成されていたが、現在では本請求書のなかの一枚しか残っていないことが判る。

以上のように、沖繩県第一部農商課は城間正作を通じて、一八八七（明治二〇）年七月二日から同年八月一〇日まで、農事試験場における馬や豚の食料品を購入するとともに、「農夫」を雇い入れていた。この三点の請求書の日付は、一八八七（明治二〇）年八月一日と一日であるが、この請求書を受けて実際に支払のための原議が作成されたのかどうかといった文書処理の状況は、本文書からは

判然としない。今後の課題である。

Ⅲ・第三回内国勸業博覧会に関する文書

第三回内国勸業博覧会は、一八九〇（明治二三）年四月一日から七月三十一日にかけて東京の上野公園で開催された。

那覇市歴史博物館所蔵「旧沖繩県農商課文書」における第三回内国勸業博覧会に関する文書は、「拝受証」三点で構成されている。内国勸業博覧会事務局編『第三回内国勸業博覧会褒賞授与人名録』（一八九〇〔明治二三〕年。以下、『人名録』と略す。）を参照すると、三点の文書は、①第三回内国勸業博覧会の第一部工業の部において藍靛を出品して有功二等を受賞した名護間切安和村在住の仲村渠鍋山が一八九〇（明治二三）年一月七日付で農商課に提出した賞状と賞牌の「拝受証」と、②第三部農業の部において葉煙草ナガサキンで褒賞を受けた沖繩県本部間切浦崎村在住の仲宗根幸八郎が同日付で農商課に提出した褒状一通の「拝受証」、③同部において褐色糖で有功三等を受賞した沖繩県伊江島西江上村在住の伊是名正が同日付で農商課に提出した賞状と賞牌の「拝受証」である。

この三点の「拝受証」の形態を確認しよう。【文書Ⅲ―1】から【文書Ⅲ―3】までの三点の文書は、和紙に墨筆されて、差出人の朱印が捺されたものである。この文書は、そもそも無地の和紙を用いたのか、当初野紙を用いたが、壁の下地材として使用された結果、野線が消えてしまったのかというところは判然としない。このように、三点の文書の基本的な形態は同様であるが、しかし、三点の法量が異なっている。【文書Ⅲ―1】の法量は、縦二五・五cm×横二三・六cmである。【文書Ⅲ―2】の法量は、縦二六・三cm×横三六・八cmである。【文書Ⅲ―3】の法量は縦二九・五cm×横二七・七cmである。沖繩県第一部農商課に提出された時点での「拝受証」が一定の大きさであったとするならば、壁の下地材として使う際に裁断したのか、あるいは壁を解体する際に破損したのかということになるが、農商課で提出された時点での文書の原形が破壊されているので、判然としない。次に、三点の拝受証の内容をみてみよう。

【文書Ⅲ―1】 拝受証 名護間切安和村仲村渠鍋 明治二十三年一月七日

拝受証

第三回内国勸業博覧會

一 賞状

壹通

全

一 賞牌

壹個

右拝受候也

名護間切安和村

明治廿三年十一月七日

仲村渠鍋山(渠)

【文書Ⅲ—2】 拝受書 本部間切浦崎村仲宗根幸八郎 明治廿三年十一月七日

拝受證

第三回内国勸業博覧會

一 褒状壹通

右拝受候也

本部間切浦崎村

明治廿三年十一月七日

仲宗根幸八郎(仲幸)

【文書Ⅲ—3】 拝受書 沖繩県伊江島西江上村伊是名正 明治廿三年十一月七日

拝受證

第三回内国勸業博覧會

一 賞状

壹通

有効

一 賞牌

壹個

右拝受候也

沖繩県伊江島西江上村

明治廿三年十一月七日

伊是名正(伊是名正)

【文書Ⅲ—1】は、第三回内国勸業博覧會において名護間切安和村の仲村渠鍋山が賞状一通と賞牌一個を受け取ったことを示す一八九〇(明治二三)年一月七日付の「拝受書」である。『人名録』には、名護間切安和村在住の仲村渠鍋山

が出品したことは示されていない。しかし、「拝受証」【文書Ⅲ—1】には、「名護間切安和村仲村渠鍋山」との住所と姓名が明記されて捺印もあることから、「拝受書」の姓名に誤りがあるとは考えられない。とすると、前掲『人名録』の記載に誤りがあるということになる。『人名録』において「名護間切安和村」在住で受賞した人物としては、第一部工業において藍靛を出品して有功二等を受賞した「仲村渠鍋山」と、第三部農業において「葉煙草ハツトリ」を出品して褒状を受け取った「仲兼久豊利」の二名が確認できる。また『人名録』の受賞者のなかに「仲村渠」という姓で確認できるのは「仲村渠鍋山」のみである。

次に「拝受証」の文言を確認すると、仲村渠鍋山は賞状一通と賞牌一個を受領している。【文書Ⅲ—2】からも判るように、褒状を授与された場合には、「賞牌」を受け取ることはなく、「賞状壹通」のみを受領することになる。したがって、「拝受証」にある名護間切安和村在住の仲村渠鍋山は有功三等以上を受賞したことになる。先の『人名録』によると、仲村渠の姓で有功三等以上を受賞したのは、第一部工業で有功二等を受けた「仲村渠鍋山」のみである。こうした居住地と姓名の記載から、『人名録』における沖繩県名護間切安和村在住の「仲村渠鍋山」は、「拝受書」で示されている「仲村渠鍋山」の誤りであろう。

以上の検討からも判るように、【文書Ⅲ—1】は、仲村渠鍋山が第一部工業において藍靛を出品して有功二等を受賞した際に贈られた賞状一通と賞牌一個の「拝受書」であろう。

【文書Ⅲ—2】は、本部間切浦崎村在住の仲宗根幸八郎が褒状一通を受け取ったことを示す、一八九〇(明治二三)年一月七日付の「拝受証」である。『人名録』によると、仲宗根幸八郎は、第三部農業において「葉煙草 ナガサキン」を出品した。また、この拝受証の文言からも判るように、「褒状」が授与された場合には、「賞牌」は付与されなかった。

【文書Ⅲ—3】は、沖繩県伊江島西江上村在住の伊是名正が賞状一通と賞牌一個を受け取ったことを示す、一八九〇(明治二三)年一月七日付の「拝受証」である。『人名録』によると、伊是名正は、第三部農業において「褐色糖」を出

品して有功三等を受賞したのである。

ところで、前掲『人名録』によれば、有功の賞状・賞牌や褒状を受け取った沖縄在住者は、【表2】の通りである。これを数値で示したものが【表3】である。【表3】からも判るように、仲村渠鍋山【文書III-1】・仲宗根幸八郎【文書III-2】・伊是名正【文書III-3】の三名を含めて第三回内国勸業博覧会で受賞した人数は二二〇名であった。受賞者二二〇名に賞状・賞牌や褒状が贈られたであろうし、沖縄県第一部農商課は二二〇名の「拝受書」を收受したであろうことは推測に難くない。こうした賞状・賞牌や褒状を受け取った人物の数と、現存する「拝受書」を提出した人数には、大きな格差がある。したがって、農商課に提出された「拝受書」は授賞人数分の二二〇枚であろうが、そのうちの三枚しか現存していないと考えられる。

IV. 各間切における出納に関する件

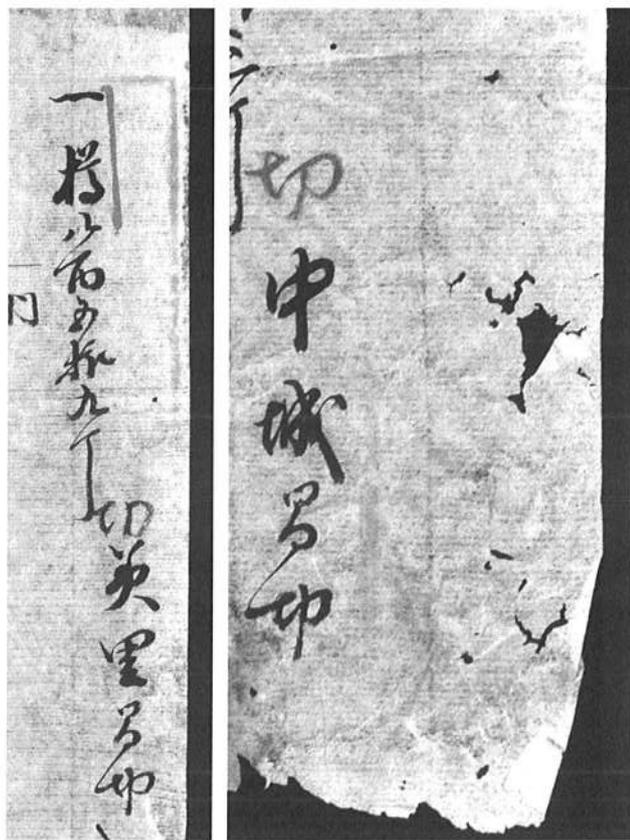
【文書IV-1】から【文書IV-8】までの文書は、玉城間切・中城間切・摩文仁間切・美里間切・勝連間切・佐敷間切・具志頭間切・宜野湾間切の八ヶ間切において、掟や首里大屋子、文子などに何かを渡した日付、分量の内訳と総計が記載された文書である。この文書から、間切役人である文子や掟などに渡した樽のなかの物品の内容や、間切役人に渡した理由については判然としない。本文書の機能論的な検討などについては、今後の課題である。以下では、文書の現存形態と文書の内容を確認しよう。

まず本文書の現存形態であるが、【文書IV-1】から【文書IV-8】までの文書は、和紙に墨筆したものであり、朱筆による加筆修正もなされている文書である。また、すべての文書における明細の部分には黒印が見られるが、【文書IV-3】の明細部分には、「蒲助」との丸朱印が捺され、【文書IV-7】の明細部分に「仲間」との丸朱印が捺されている。この明細の黒印及び朱印は認印であろう。法量は、【表1】からも判るように、一定しない。しかし、八点の文書を見ると、罫線の痕跡が認められないもの、辛うじて罫紙の痕跡が認識できるもの、【文書IV-2】・【文書IV-4】・【文書IV-5】・【文書IV-8】のように、朱罫紙が用いられた痕跡がはっきりと識別できるものがある。このうち、罫紙を用いた痕跡がない文書は壁下地材として再利用された結果、罫線が色落ちしてしまったとも考え

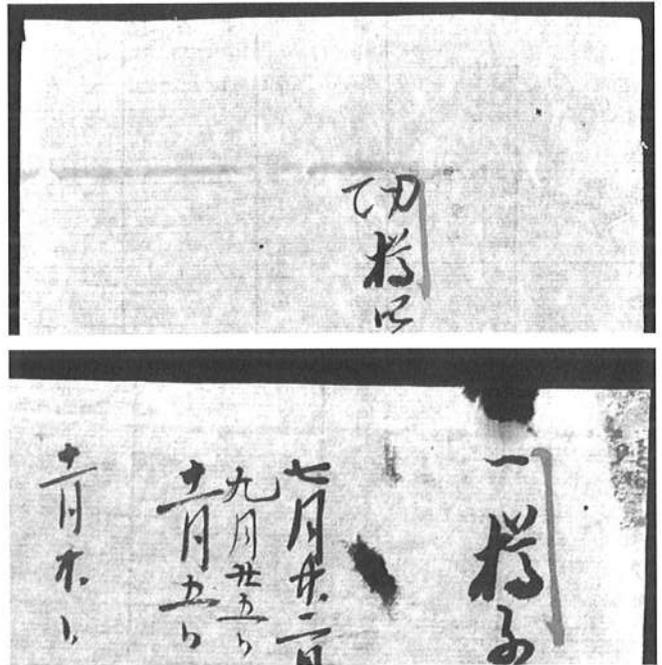
られる。いずれにせよ、一定の大きさの罫紙に記された文書であるように思われる。

【文書IV-2】は、【写真⑨】が示すように、左半分の下部に裁断した痕跡が認められる。推測の域を脱しきれないが、壁の下地材として再利用する際に裁断したものであるように思われる。

さらに、【文書IV-2】・【文書IV-4】・【文書IV-5】・【文書IV-6】・【文書IV-8】には、「切」という文言が付されている。【文書IV-4】のみが朱筆であるが、それ以外の「切」という文言は墨筆である。また、【文書IV-5】には、「切」の文言が二箇所が付されている。かかる「切」との文言が何を意味するのかは不明であるが、本文書の機能の一端を解明する手がかりになるように思われる。



【写真6】朱罫紙を用いた痕跡（右から【文書IV-2】・【文書IV-4】）



【写真7】朱罫紙を用いた痕跡（右から【文書IV-5】・【文書IV-8】）

次に本文書の内容について確認しよう。

【文書IV-1】〔明細書〕 玉城間切

一 樽千九拾四丁^{〔註1〕}
内

玉城間切

- 八月十日 五百丁 (黒印) 文子平良孫八^{江渡ル} (黒印)
 - 八月廿一日 五百丁 (黒印) 文子仲村渠仙十^{江渡ル} (黒印)
 - 十一月六日 九拾四丁 (黒印) 文子宮城順平^{江渡ル} (黒印)
- 本断

〔註1〕「樽千」の傍線は朱筆による。

【文書IV-2】〔明細書〕 中城間切

一 樽千百五拾三丁^{〔註1〕}
内 切 中城間切

- 八月廿一日 七百丁 (黒印) 文子安里昌華^{江渡ル} (黒印)
 - 九月廿八日 四百五拾三丁 (黒印) 但文子比嘉政吉へ渡ル (黒印)
- 本断

〔註1〕「一樽」の傍線は朱筆による。

【文書IV-3】〔明細書〕 摩文仁間切

一 樽四百六拾四丁^{〔註1〕}
内 切 摩文仁間切

- 八月廿四日 四百丁 但八月廿三日摩文仁掟山城善三へ渡ル (黒印)
 - 十月 二日 六拾四丁 (蒲助) 石原掟仲村渠蒲助へ^{江渡ル} (蒲助)
- 本断

〔註1〕「一樽」の傍線は朱筆による。

【文書IV-4】〔明細書〕 美里間切

一 樽八百五拾九丁^{〔註1〕}
内 切 美里間切

七月廿四日 三百丁 (黒印) 文子登川政助^{江渡ル} (黒印)
九月廿五日 三百五十九丁 (黒印) 文子仲宗根源^{江渡ル} (黒印)
十一月五日 貳百丁 (黒印) 但文子仲宗根清三^{江渡ル} (黒印)

本断

〔註1〕「一樽」の傍線は朱筆による。

【文書IV-5】〔明細書〕 勝連間切

切勝連間切

〔註1〕
切樽四百九丁 (黒印)

内

但八月廿一日文子宮里^{二字不明} □ 賀奈へ渡ル^{註2} (黒印)

〔註1〕「一」と「切」との墨筆が重なっている。

〔註2〕「力廿へ渡ル」が墨筆による線で削除されている。

【文書IV-6】〔明細書〕 佐敷間切

切佐敷間切

〔註1〕
一 樽四百六拾三丁

内

八月 十日 貳百丁 (黒印) 掟上原忠吉^{江渡ル} (黒印)

九月十二日 貳百六拾三丁 掟西村東一^{江渡ル} (黒印)

本断

〔註1〕「一樽」の傍線は朱筆による。

【文書IV-7】〔明細書〕 具志頭間切

〔註1〕
一 樽九百八拾六丁 具志頭間切

内

八月十八日 七百丁 (仲間) 但首里大屋子仲間半四郎^{江渡ル} (仲間)
九月 五日 貳百貳拾三丁 (黒印) 但南掟大嶺吉六^{江渡ル} (黒印)

九百貳拾三丁

六拾三丁

但二月十五日請取不申に付

豊見城間切 □ 代 □ 樽^{江渡ル}

〔註1〕「一樽」の傍線は朱筆による。

〔註1〕「一樽」の傍線は朱筆による。

【文書IV-8】〔明細書〕 宜野湾間切

切宜野湾間切

〔註1〕
一 樽千五百三拾叁丁

内

七月廿二日 五百丁 (黒印) 野嵩掟古波蔵カマ^{江渡ル} (黒印)

九月廿五日 六百丁 (黒印) 同人^{江渡ル} (黒印)

十一月五日 貳百三拾叁丁 (黒印)

但大謝名掟宮城山戸^{江渡ル} (黒印)

十一月廿日 貳百丁 (黒印)

但大山掟石川真茹へ渡ル (黒印)

本断

〔註1〕「一樽」の傍線は朱筆による。

【文書IV-1】は、玉城間切において樽一、〇九四丁のうち、八月一〇日に文

子平良孫八へ五〇〇丁を、八月二日に文子仲村渠仙十へ五〇〇丁を、一月六日に文子宮城順平へ九四丁渡したことが記録されている。

【文書IV-2】は、用紙の下部が破損している。そのため、八月二日の条は、「文子安里昌華^五渡（黒印）」までしか確認できないが、「ル」の文字が記された部分は破損したのである。この文書から判ることは、中城間切において、樽一、一五三丁のうち、八月二日に文子安里昌華へ七〇〇丁を、九月二八日に文子比嘉政吉へ四五三丁を渡したことが記されている。

【文書IV-3】は、摩文仁間切において、樽四六四丁のうち、八月二日に摩文仁掟山城善三へ四〇〇丁を渡したことが翌二四日に記録されている。また、一月二日に石原掟仲村渠蒲助へ六四丁を渡したことが判る。

【文書IV-4】は、美里間切において、樽八五九丁のうち、七月二四日に文子登川政助へ三〇〇丁を、九月二五日に文子仲宗根源三へ三五九丁を、十一月五日に文子仲宗根清三へ二〇〇丁を渡したことが示された文書である。

【文書IV-5】には、勝連間切において樽四〇九丁すべてを、八月二日に文子宮里へ渡したことが記録されている。

【文書IV-6】は、佐敷間切において、樽四六三丁のうち、八月一〇日に掟上原忠吉へ二〇〇丁を、九月二日には二六三丁を掟西村東一へ渡したことが示された文書である。

【文書IV-7】は、具志頭間切において、樽九二六丁のうち、八月一八日に首里大屋子仲間半四郎へ七〇〇丁を、九月五日に南掟大嶺吉六へ二二三丁を渡した^{〔字不明〕}こと、また二月一日に請け取らなかつたので、豊見城間切^{〔字不明〕} □代 □樽に六三丁を渡したことが記された文書である。

【文書IV-8】は、宜野湾間切において樽一、五三二丁のうち、野嵩掟古波蔵カマへ七月二日に五〇〇丁、同人へ九月二五日に六〇〇丁、大謝名掟宮城山戸へ十一月五日に二三一丁、大山掟石川真苜へ十一月二〇日に二〇〇丁を渡したことが記されている。

以上、八点の文書からは、樽の内容や、文子などに渡した理由、それをあえて記録した背景などは判然としない。これについては、今後の課題である。

むすびにかえて

甚だ雑駁ながら、那覇市歴史博物館に所蔵されている、民家の壁の下地材として再利用された「旧沖縄県農商課文書」一五点の現存形態と内容について確認してきた。以下では、本論で提起した、いくつかの問題を確認することでむすびにかえたい。

「旧沖縄県農商課文書」そのものは、極めて示唆に富む内容である。しかし、史料学・アーカイブ学的観点からの分析にはたえられない文書資料である。「旧沖縄県農商課文書」そのものもつ本質的な問題点としては、①壁の下地材に再利用された時点で裁断などによって原形が破壊されていることや、②原秩序が崩れてしまったこと、③壁の下地材となって解体・発見されるまでの間に野線などが消えてしまつて原形をとどめていないこと、④沖縄から持ち帰った当事者が判らないこと、⑤六点の文書を除いた九点の文書の担当課、すなわち出所が不明であること、⑥沖縄県庁内のどこに集積されていた文書なのかということが判然としないこと、⑦当事者が持ち帰った文書のすべては現存する一五点ではなく、そのうちの一部分が残存しているにすぎないであろうことがあげられる。

さらに、伝来が不明であることも問題点の一つである。沖縄県庁から文書を持ち帰った当事者や、その子孫は、民家建設の際に、これらの文書を壁の下地材として再利用したのか、あるいは第三者が当事者ないしはその子孫から紙（文書）の提供を受けて、壁の下地材としたのか、ということも判然としない。換言すれば、民家は当事者及びその子孫が再利用したのか、あるいは第三者が再利用したのかということさえも判らない。

また、「旧沖縄県農商課文書」のうち、【文書II-1】から【文書II-3】と【文書III-1】から【文書III-3】の六点の文書の宛先から、担当課は沖縄県第一部農商課であったことが判る。とはいえ、それ以外の文書も農商課保管文書であったことにはならず、これらの文書が一括されて農商課からの移管を経た庶務課保管文書であった可能性も否定できない。

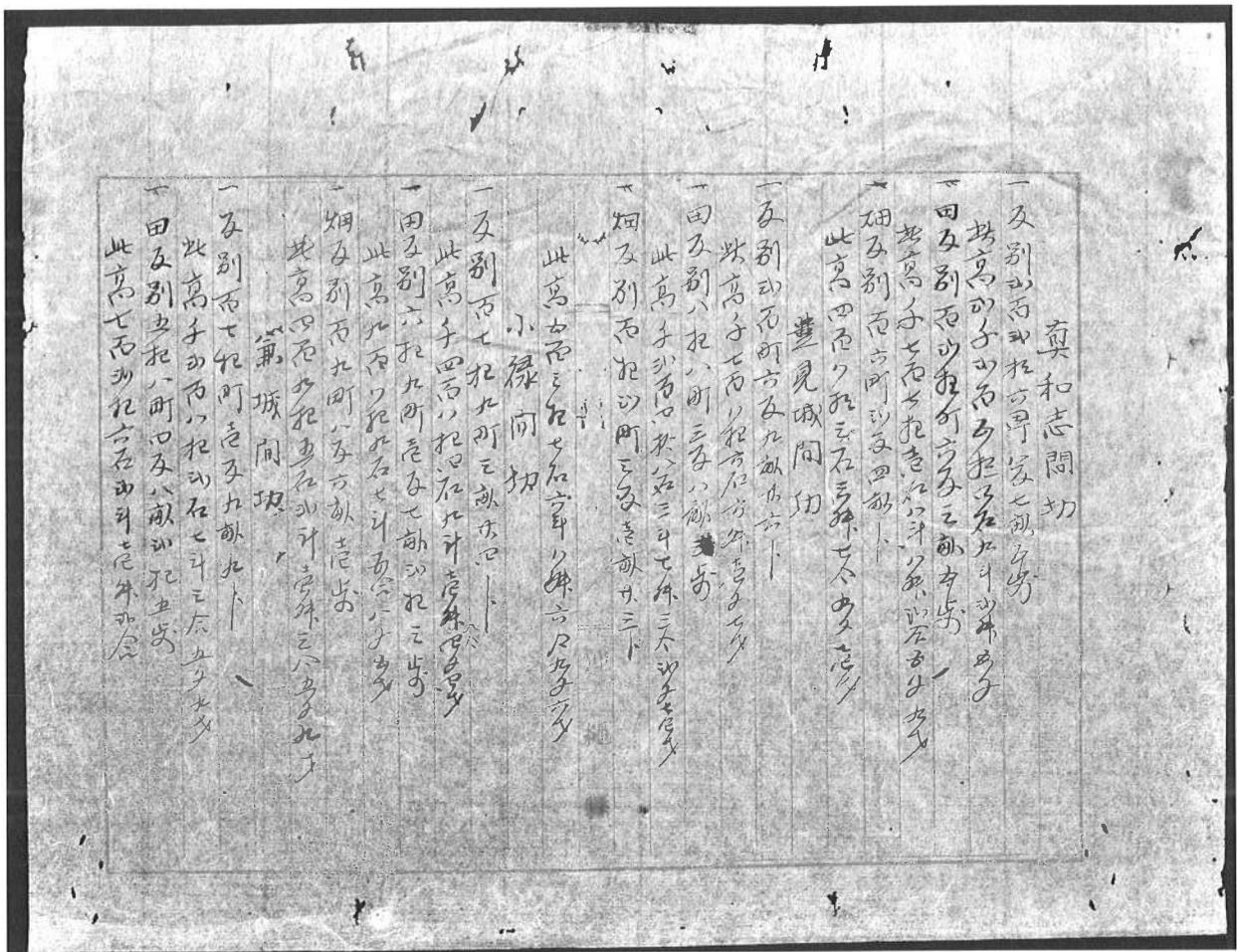
さらに、城間正作から沖縄県第一部農商課に宛てた請求書三点と、第三回内国勸業博覧会の受賞者が農商課に宛てた「拝受書」三点は発給文書である。しかし、発給文書であると同時に、担当課であれ、文書保管担当の庶務課であれ、沖縄県庁において記録として保管されていた文書でもあることから、「出所の原則」や「原

秩序維持の原則」、「原形保存の原則」といった要件を満たした文書ではないと言えるだろう。したがって、不明確な点が頗る多いことから、「旧沖縄県農商課文書」を史料学的に考察することは難しい。この事例からも判るように、史料学的な分析にたえうる情報を明確にすることが琉球・沖縄史料学を構築するうえでも重要な視角であることは、改めて言うまでもない。

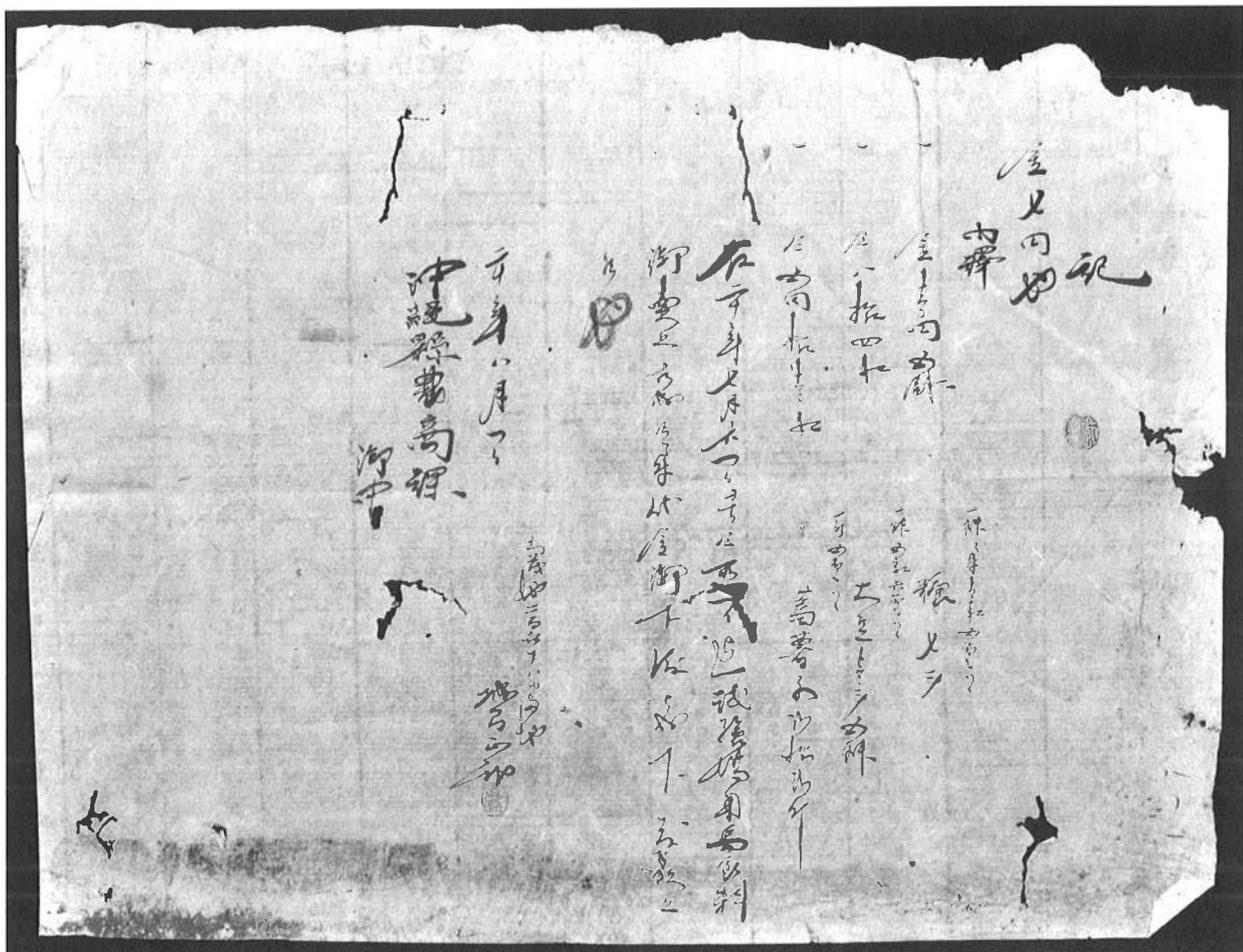
本稿で取りあげた「旧沖縄県農商課文書」は、民家解体の際に川邊邦夫氏が沖縄県政関係文書であることに気づいたからこそ、破棄されずに那覇市歴史博物館に寄贈・収蔵されたのである。今後も、明治期沖縄県政関係文書が意外な場所から発見されることもあるだろう。そして、私文書・個人文書のなかの沖縄県政関係文書を史料学的に考察することによって、明治期以降の沖縄県政に関する研究もまた深化していくであろう。たとえいかなる状況にあらうとも、こうした地道な努力を筆者は不断に積み重ねながら、その成果を社会に還元していきたいと考える。

① 寄贈の際に、川邊氏は古民家の持ち主などの情報について黙して語らなかつたため、不明である。そのため、生成及び壁紙に使われた経緯は不明のままである。これについては、今後の課題としてたいと考える。

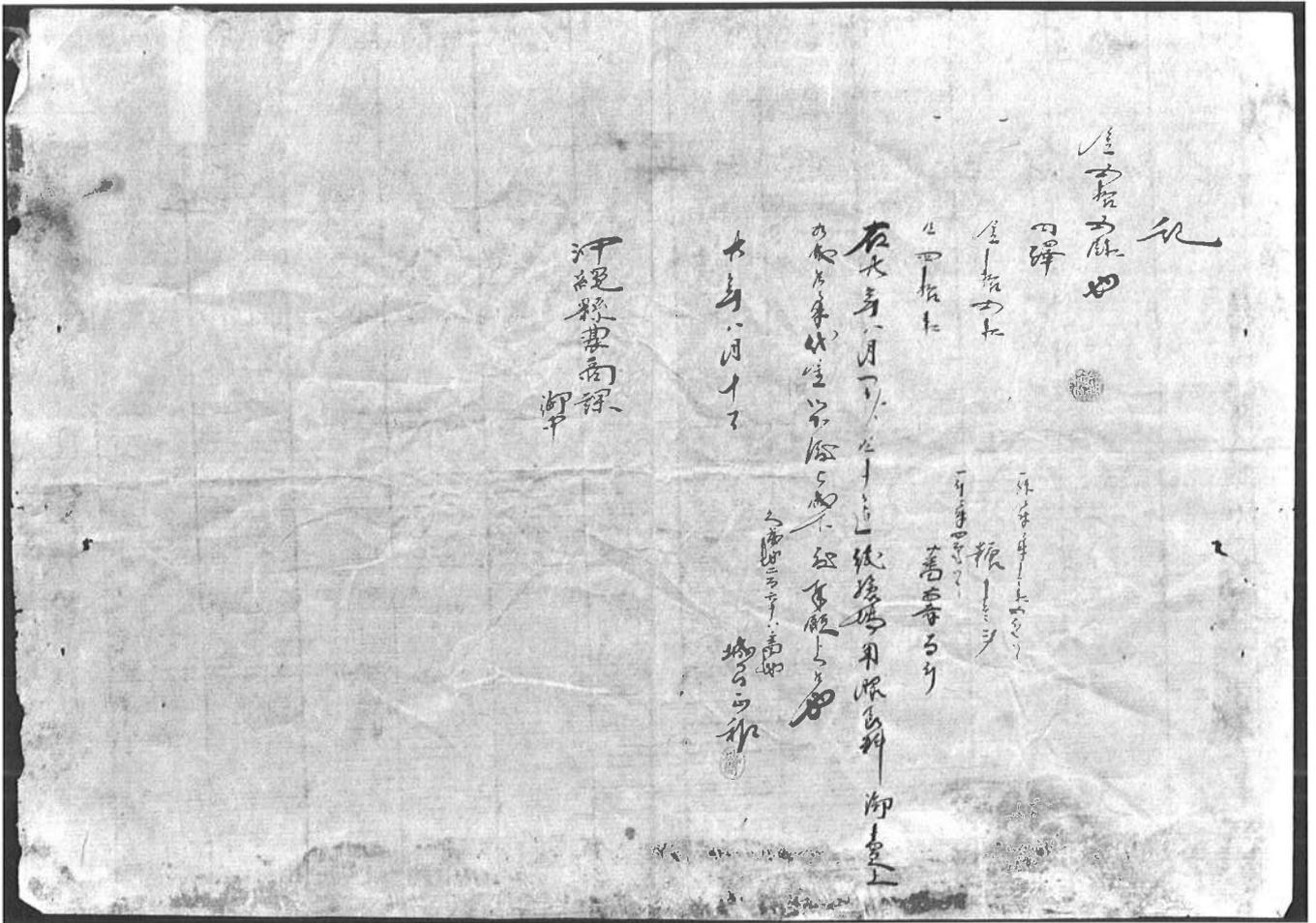
② 「明治15年～21年 庁中諸回議并庁則に関する文書」（那覇市歴史博物館所蔵「横内家文書」K44、総目録番号3046～3062、紙焼版5490）は、横内扶が執務参照として作成した文書写と配布された印刷物を編綴した文書で構成されている。そのなかに、「沖縄県庁則」（明治19年九月七日付沖縄県令丙第一号）が収録されている。この「沖縄県庁則」は沖縄県庁内部の文書管理について規定したもので、「第一章 各部分課組織」（第一条～第五条）、「第二章 総則」（第六条～第十二条）、「第三章 文書收受」（第十三条～第三三条）、「第四章 文書調理」（第三四条～第七六条）、「第五章 雑則」（第七七条～第一一七条）で構成されている。こうした明治19年時点における沖縄県庁内部における文書管理の規程を明らかにすることができるものであるが、文書管理規程と実際の文書処理・保管が必ずしも規程通りではないことを射程に入れて検討する必要があるだろう。



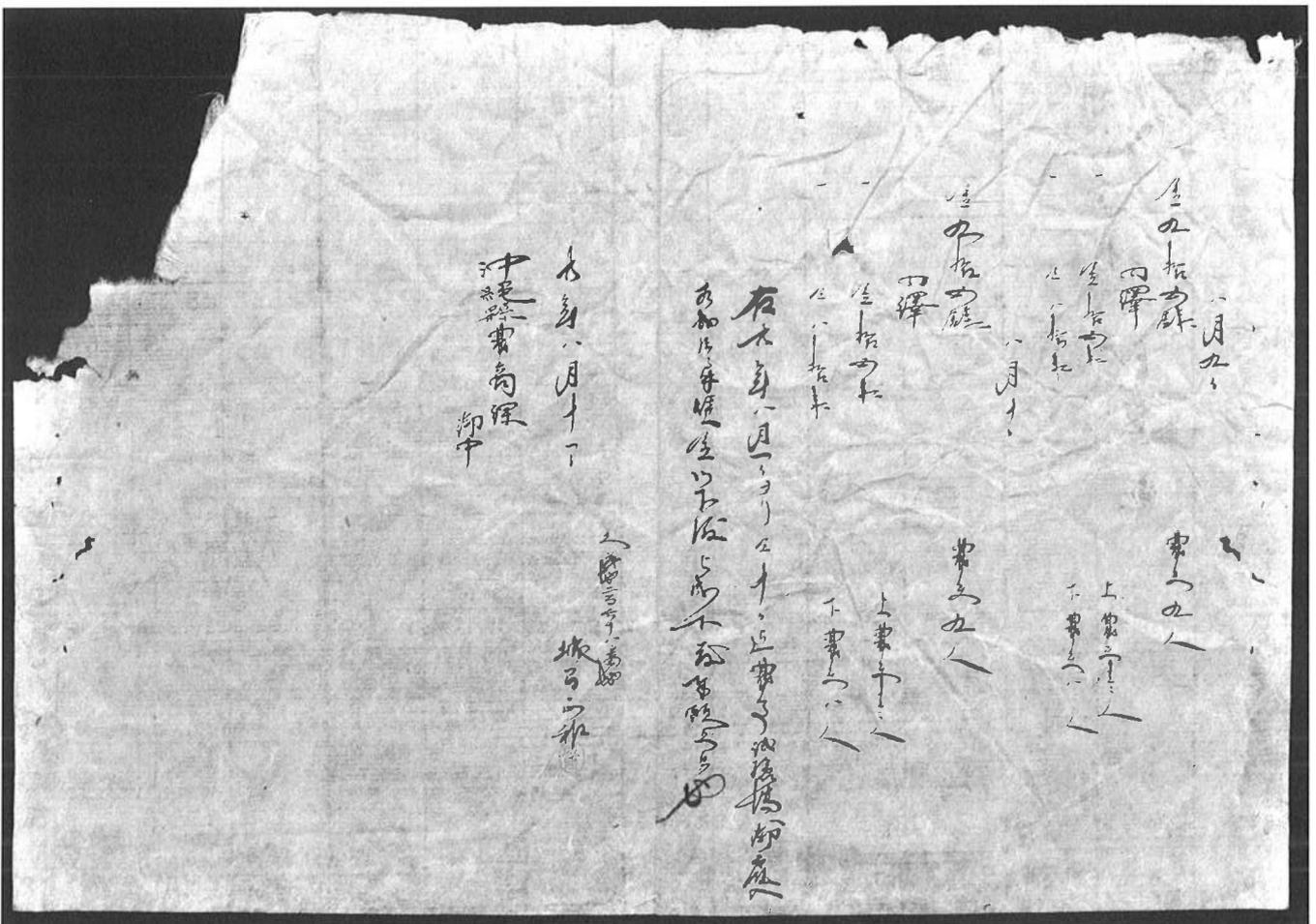
【写真①】〔反別及び石高に関する帳簿〕（【文書Ⅰ-1】）



【写真②】〔明治〕二十年八月一日付〔請求書〕（【文書Ⅱ-2】）



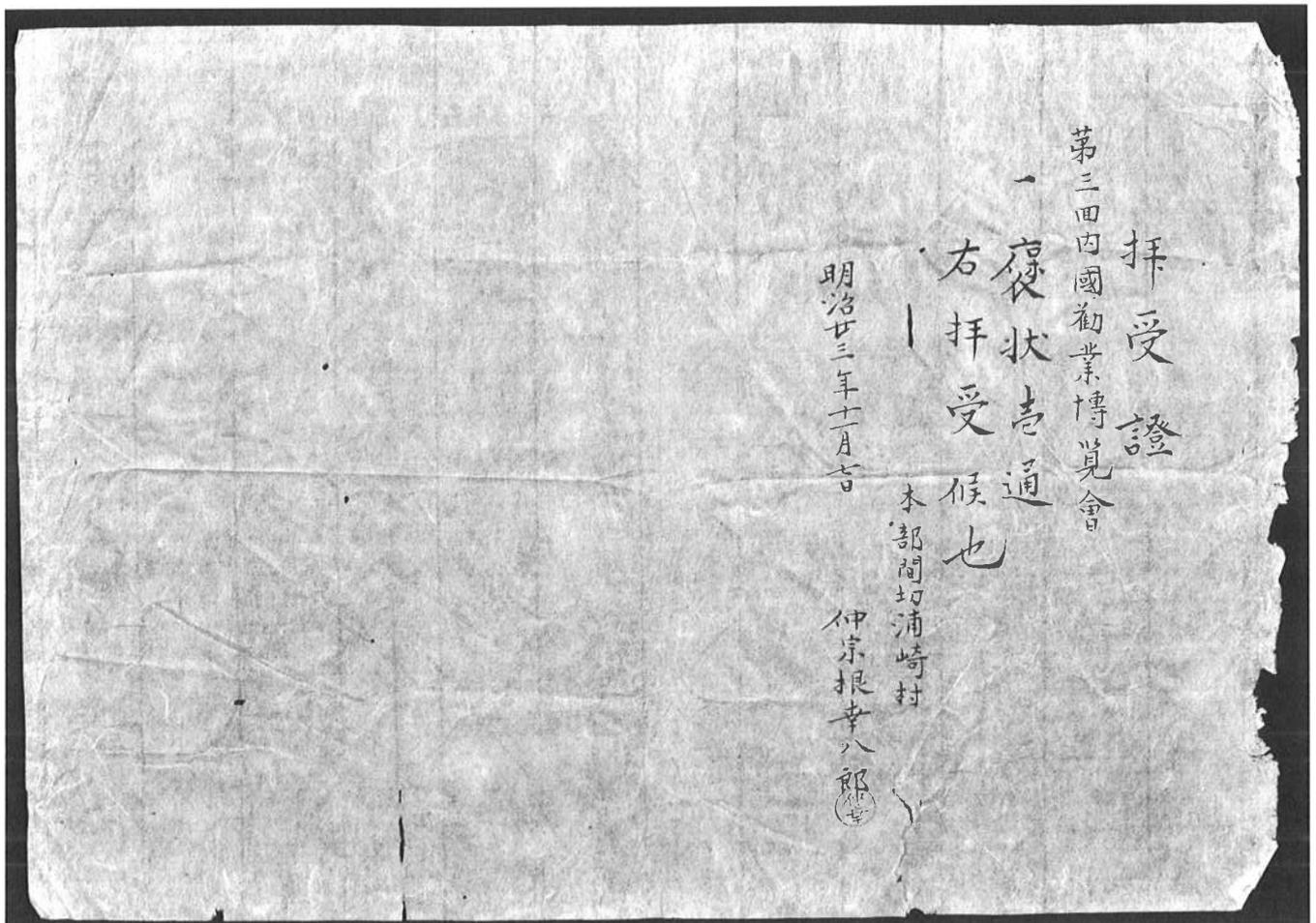
【写真③】〔明治〕20年8月11日付〔請求書〕〔文書Ⅱ-2〕



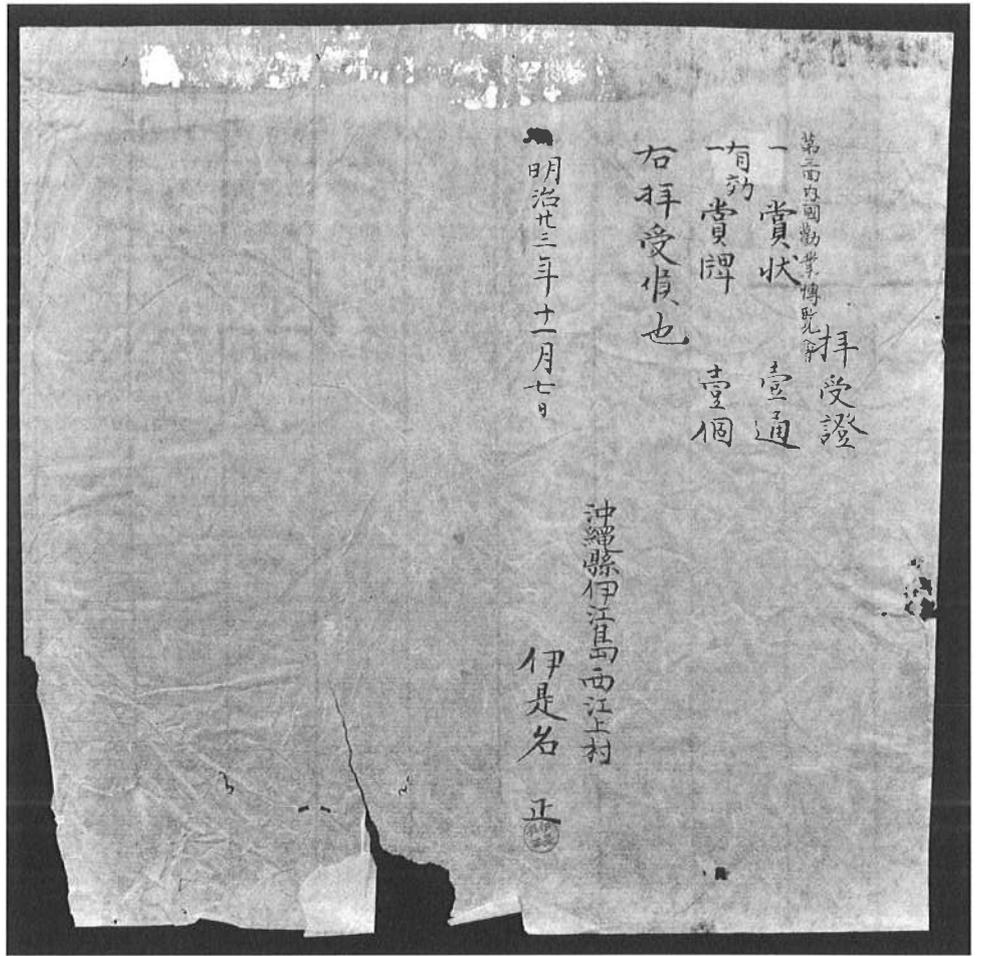
【写真④】〔明治〕20年8月11日付〔請求書〕〔文書Ⅱ-3〕



【写真⑤】 拝受書 名護間切安和村仲村渠鍋 (【文書Ⅲ-1】)



【写真⑥】 拝受書 本部間切浦崎村仲宗根幸八郎 (【文書Ⅲ-2】)



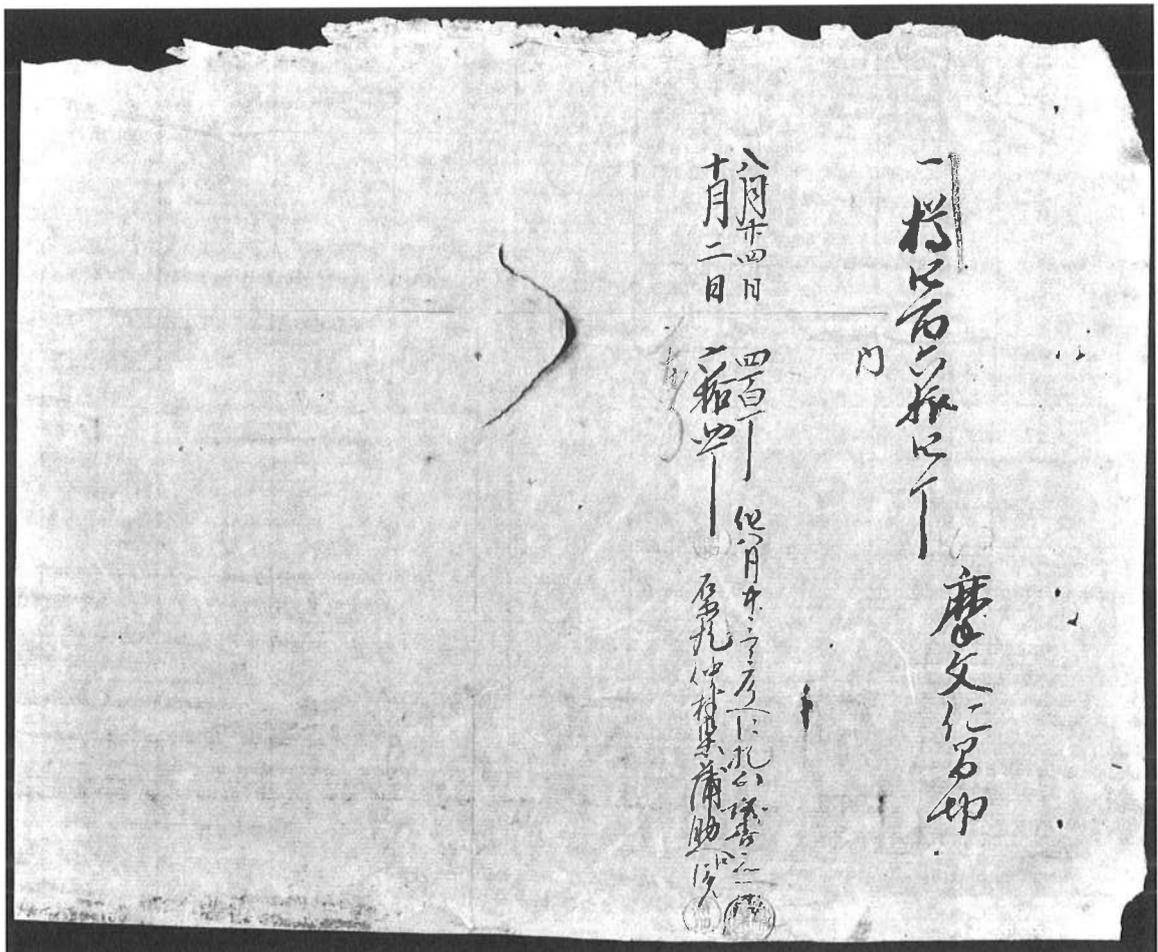
【写真⑦】 拝受書 沖繩県伊江島西江上村伊是名正 (【文書Ⅲ-3】)



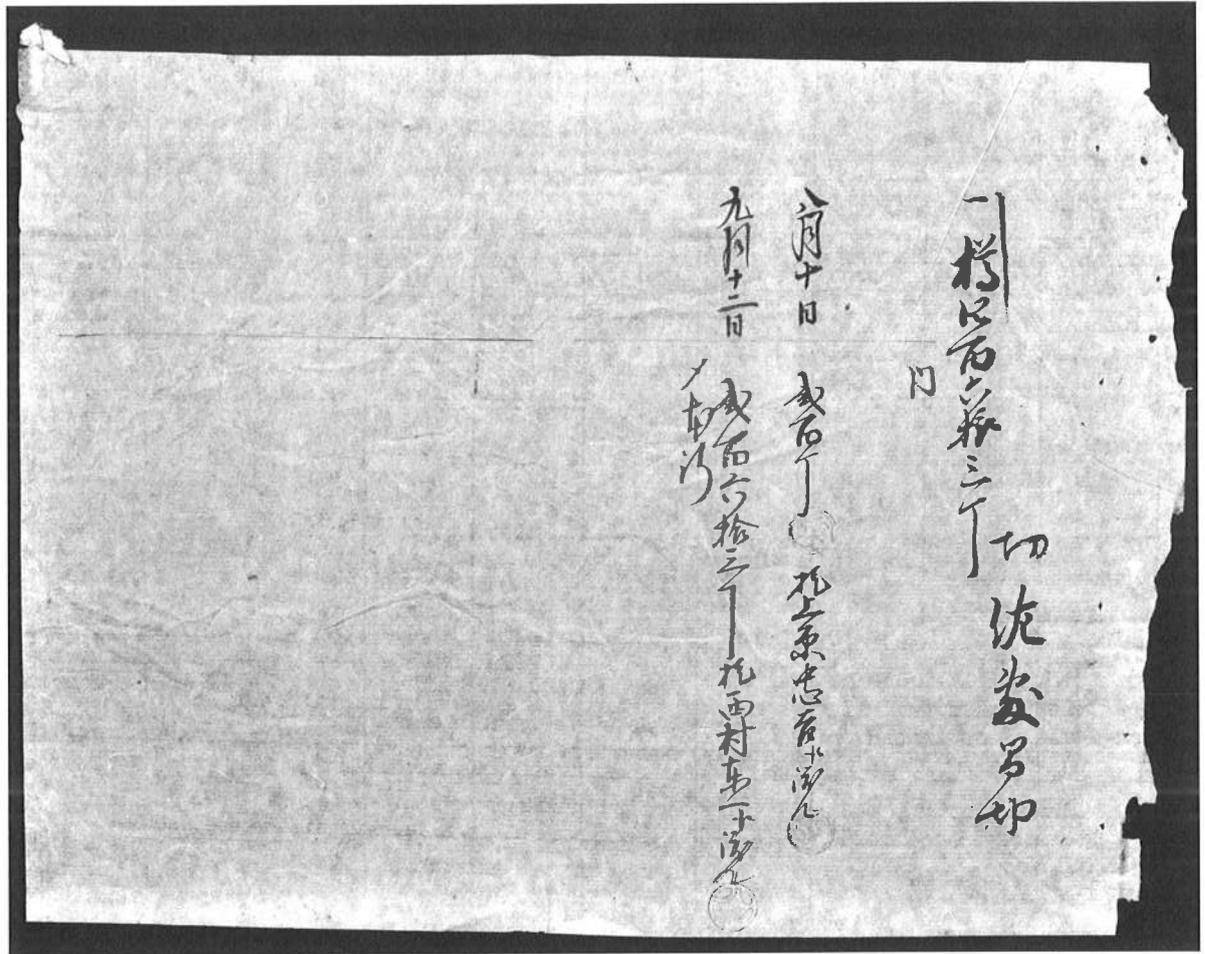
【写真⑧】 [明細書] 玉城間切 (【文書Ⅳ-1】)



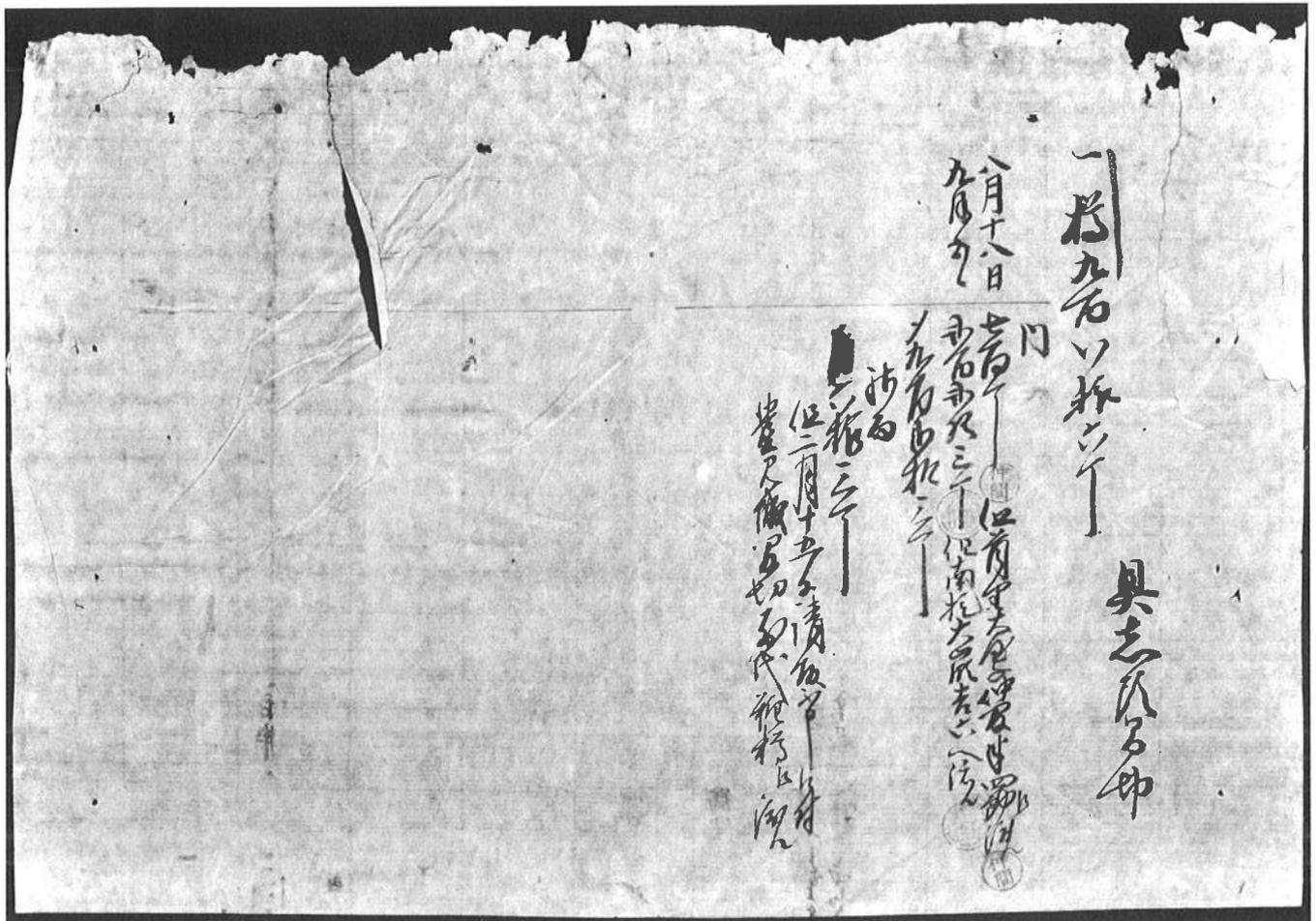
【写真⑨】〔明細書〕 中城間切 (【文書IV-2】)



【写真⑩】〔明細書〕 摩文仁間切 (【文書IV-3】)



【写真⑬】〔明細書〕 佐敷間切 (【文書IV-6】)



【写真⑭】〔明細書〕 具志原間切 (【文書IV-7】)

一 爲少名三春上管 口宜野清男印

日

七月廿二日

九月廿五日

十月十日

野三子托書

二月十日

三月十日

四月十日

五月十日

六月十日

七月十日

但去札石川

【写真⑮】〔明細書〕 宜野灣間切 (【文書IV-8】)

【表1】那覇市歴史博物館所蔵「旧沖縄県農商課文書」

大	小	標題	作成年月日	作成者	宛先	法量	素材・筆致	備考	仮番号
I	各間切の状況に関する件								
	1	〔反別及び石高に関する帳簿〕	年代不明			27.4×35.3cm	和紙（沖縄県用13行×2朱罫紙）1枚に墨筆・朱筆		1
II	農事試験場に関する請求書								
	1	〔請求書〕	〔明治〕20年8月1日	城間正作	沖縄県農商課	28.2×36.6cm	和紙1枚に墨筆・朱印		7
	2	〔請求書〕	〔明治〕20年8月11日	城間正作	沖縄県農商課	28.7×40.1cm	和紙1枚に墨筆・朱印		6
	3	〔請求書〕	〔明治〕20年8月11日	城間正作	沖縄県農商課	28.1×42.2cm	和紙1枚に墨筆・朱印		2
III	第3回内国勸業博覧会に関する件								
	1	拝受書 名護間切安和村仲村渠鍋	明治23年11月7日	名護間切安和村仲村渠鍋	沖縄県農商課	25.5×23.6cm	和紙1枚に墨筆・朱印		3
	2	拝受書 本部間切浦崎村仲宗根幸八郎	明治23年11月7日	本部間切浦崎村仲宗根幸八郎	沖縄県農商課	26.3×36.8cm	和紙1枚に墨筆・朱印		4
	3	拝受書 沖縄県伊江島西江上村伊是名正	明治23年11月7日	沖縄県伊江島西江上村伊是名正	沖縄県農商課	29.5×27.7cm	和紙1枚に墨筆・朱印		5
IV	各間切における出納に関する件								
	1	〔明細書〕 玉城間切				27.2×37.2cm	和紙1枚に墨筆・朱筆・黒印		8
	2	〔明細書〕 中城間切				28.7×37.0cm	和紙1枚に墨筆・朱筆・黒印	朱罫線の痕跡あり	9
	3	〔明細書〕 摩文仁間切				27.0×33.3cm	和紙1枚に墨筆・朱筆・黒印・朱印	朱罫線の痕跡あり	10
	4	〔明細書〕 美里間切				27.3×33.1cm	和紙1枚に墨筆・朱筆・黒印	朱罫線の痕跡あり	11
	5	〔明細書〕 勝連間切				26.0×16.7cm	和紙1枚に墨筆・朱筆・黒印	朱罫線の痕跡あり	12
	6	〔明細書〕 佐敷間切				27.2×35.8cm	和紙1枚に墨筆・朱筆・黒印	朱罫線の痕跡あり	13
	7	〔明細書〕 具志頭間切				27.1×39.2cm	和紙1枚に墨筆・朱筆・黒印・朱印	朱罫線の痕跡あり	14
	8	〔明細書〕 宜野湾間切				24.1×34.6cm	和紙1枚に墨筆・朱筆・黒印	朱罫線の痕跡あり	15

【表2】 第三回内国勲業博覧会において受賞した沖縄在住者

第1部 工業	有功二等	藍靛	沖縄県名護間切安和村 仲村渠鍋山
	有功二等	苧麻紺細上布	沖縄県宮古島砂川間切友利村 高里やま
	有功二等	苧麻紺細上布	沖縄県宮古島砂川間切新里村 上地かま
	有功二等	紺緋	沖縄県宮古島下地間切仲地村 源川やし
	有功二等	紺緋	沖縄県宮古島下地間切伊良部村 垣花まつめか
	有功三等	藍靛	沖縄県今帰仁間切仲宗根村 玉城忠八郎
	有功三等	藍靛	沖縄県名護間切城村 山入端松榮
	有功三等	藍靛	沖縄県名護間切世富慶村 祖慶良誠
	有功三等	藍靛	沖縄県名護間切屋部村 比嘉辰造
	有功三等	料紙箱、苧箱	沖縄県那覇東村 米田惣四郎
	有功三等	苧麻細上布	沖縄県宮古島下地間切川満村 伊良つま
	有功三等	苧麻紺細上布	沖縄県宮古島下地間切川満村 宮良たよ
	有功三等	苧麻紺細上布	沖縄県宮古島砂川間切新里村 上里かま
	有功三等	上布	沖縄県宮古島砂川間切野原村 砂川まさ
	有功三等	紺緋	沖縄県那覇西村 中馬辰次郎
	有功三等	紺緋	沖縄県那覇泊村 渡口蒲
	有功三等	紺緋	沖縄県那覇久茂地村 友寄英傑
	有功三等	紺緋	沖縄県那覇泊村 知念嘉道
	有功三等	紺緋	沖縄県那覇泊村 久場長英
	有功三等	紺緋	沖縄県宮古島下地間切佐和田村 與坐やま
	有功三等	紺緋	沖縄県宮古島下地間切國仲村 真境名めか
	有功三等	紺緋	沖縄県小禄間切小禄村 照屋徳
	有功三等	紺緋	沖縄県小禄間切儀間村 上原三郎
	有功三等	紺緋	沖縄県小禄間切當間村 長嶺松助
	有功三等	紺緋	沖縄県那覇泊村 國吉眞輔
	有功三等	紺緋	沖縄県那覇泊村 古謝對衡
	有功三等	紺緋	沖縄県小禄間切安次嶺村 當馬次郎
	有功三等	紺緋	沖縄県那覇泊村 國吉眞高
	有功三等	紺緋	沖縄県小禄間切堀川村 上原牛
褒状		藍靛	沖縄県本部間切渡久地村 中宗根善吉
褒状		藍靛	沖縄県本部間切伊豆味村 島袋善太郎
褒状		藍靛	沖縄県名護間切大兼久村 岸本金蔵
褒状		朱塗吸物碗	沖縄県那覇泊村 幸地長延
褒状		朱塗圓盆	沖縄県那覇若狭町村 屋比久英傑
褒状		巻苧箱	沖縄県那覇若狭町村 親泊英雄
褒状		弁当箱	沖縄県那覇若狭町村 山城正誠
褒状		朱塗四ッ碗	沖縄県那覇若狭町村 金城順盛
褒状		朱塗菓子皿	沖縄県那覇若狭町村 運天恒宜
褒状		朱塗圓盆	沖縄県那覇若狭町村 大見謝恒行
褒状		蘭苳	沖縄県久志間切天仁屋村 宮城玄次郎
褒状		芭蕉布	沖縄県宜野湾間切嘉敷村 知花眞喜
褒状		羅織芭蕉布	沖縄県首里山川村 本村朝昭
褒状		芭蕉布	沖縄県宜野湾間切我如古村 稲福蒲太
褒状		白芭蕉布	沖縄県八重山島石垣間切石垣村 大濱孫儀
褒状		白緋	沖縄県小禄間切〔字〕榮原村 赤嶺龜吉
褒状		白地茶縞緋	沖縄県八重山島大濱間切登野城村 喜友名盛永
褒状		白緋	沖縄県小禄間切宮城村 大嶺松
褒状		芭蕉布	沖縄県今帰仁間切兼次村 島袋吉次郎
褒状		苧麻紺細上布	沖縄県宮古島砂川間切砂川村 砂川かね
褒状		苧麻白細上布	沖縄県宮古島砂川間切宮國村 下池めか
褒状		苧麻白細上布	沖縄県宮古島下地間切保良村 平良かま
褒状		苧麻紺細上布	沖縄県宮古島下地間切洲鎌村 宮城かん

	褒状	苧麻紺細上布	沖縄県宮古島砂川間切下里村	垣花かめ
	褒状	苧麻紺細上布	沖縄県宮古島砂川間切新城村	砂川かめ
	褒状	苧麻紺細上布	沖縄県宮古島平良間切島尻村	島尻まつ
	褒状	苧麻紺細上布	沖縄県宮古島下地間切来間村	具志堅よい
	褒状	苧麻紺細上布	沖縄県宮古島砂川間切野原村	仲原なつ
	褒状	苧麻紺細上布	沖縄県宮古島下地間切洲鎌村	新崎すほ
	褒状	苧麻紺細上布	沖縄県宮古島下地間切仲地村	川満つま
	褒状	苧麻紺細上布	沖縄県宮古島平良間切西原村	上里よし
	褒状	苧麻紺細上布	沖縄県宮古島平良間切狩俣村	石垣もい
	褒状	苧麻紺細上布	沖縄県宮古島砂川間切福里村	平良まし
	褒状	苧麻紺細上布	沖縄県宮古島平良間切前里村	伊計ひる
	褒状	苧麻紺細上布	沖縄県宮古島下地間切嘉手苅村	川上まつ
	褒状	苧麻紺細上布	沖縄県宮古島砂川間切下里村	奥平めか
	褒状	苧麻紺細上布	沖縄県宮古島平良間切大浦村	平良まさり
	褒状	苧麻 ハンカチーフ地	沖縄県宮古島平良間切前里村	砂邊まと
	褒状	紬紺	沖縄県首里赤田村	大田守薫
	褒状	紬	沖縄県久米島仲里間切儀間村	嘉味田昌良
	褒状	紬織	沖縄県久米島具志川間切西銘村	上江洲智順
	褒状	鼈甲櫛	沖縄県首里町端村	玉城仁和
	褒状	大半紙	沖縄県首里大中村	豊平良茂
第2部 美術	褒状	浅絳秋景山水	沖縄県首里儀保村	長嶺宗恭
第3部 農業	有功一等	褐色糖	沖縄県知念間切知名村	桃原十太郎
	有功二等	白糖	沖縄県西原間切我謝村	小橋川我保
	有功二等	褐色糖	沖縄県伊江島川平村	名嘉元三二
	有功二等	褐色糖	沖縄県大里間切与那原村	真榮田清吉
	有功三等	小麦	沖縄県金武間切金武村	池田銀助
	有功三等	褐色糖	沖縄県伊江島西江上村	伊是名正
	有功三等	褐色糖	沖縄県伊江島東江前村	宮里鐵之助
	有功三等	黒糖	沖縄県読谷山間切座喜味村	松田亀次郎
	有功三等	褐色糖	沖縄県兼城間切賀敷村	太田亀助
	有功三等	蘇鉄 十種盆栽	沖縄県那覇西村	山元恵易
	褒状	梗米	沖縄県佐敷間切小谷村	城間妙之
	褒状	梗米	沖縄県兼城間切照屋村	金城龜
	褒状	糯米 シルファー	沖縄県浦添間切仲間村	宮城義信
	褒状	糯米 シルファー	沖縄県宜野湾間切我如古村	仲里保之
	褒状	梗米 □-アカンネー	沖縄県美里間切□□村	宮城三一郎
	褒状	梗米	沖縄県小禄間切□□村	長嶺松助
	褒状	梗米	沖縄県高嶺間切眞榮里村	玉城龜
	褒状	梗米 アカッ	沖縄県与那城間切屋慶名村	兼本思武太
	褒状	小麦 ンナ麦	沖縄県金武間切金武村	新里重輔
	褒状	小麦 ボーザー	沖縄県勝連間切内間村	山城龜
	褒状	小麦 ンナ麦	沖縄県金武間切惣慶村	新里銀吉
	褒状	小麦 ンナ麦	沖縄県金武間切漢那村	津波古徳次郎
	褒状	小麦 ボーザー	沖縄県読谷山間切波平村	渡慶次眞志
	褒状	小麦	沖縄県喜屋武間切山城村	新屋勝助
	褒状	稷 マージン	沖縄県具志川間切具志川村	安慶名永吉
	褒状	打綿	沖縄県宮古島平良間切前里村	譜久原半助
	褒状	芭蕉芋	沖縄県中城間切添石村	屋宜松榮
	褒状	葉煙草 ハツトリ	沖縄県今帰仁間切親泊村	新城百太郎
	褒状	葉煙草 ハツトリ	沖縄県久志間切辺野古村	兼元藤之進
	褒状	葉煙草 クハデーシ	沖縄県大宜味間切鹽屋村	宮城親由
	褒状	葉煙草 クハデーシ	沖縄県大宜味間切喜如嘉村	前田平信
	褒状	葉煙草 ケンサキ	沖縄県名護間切大兼久村	仲兼久松盛

	褒状	葉煙草 ハツトリ	沖縄県名護間切安和村 仲兼久豊利
	褒状	葉煙草 ナガサキン	沖縄県本部間切浦崎村 仲宗根幸八郎
	褒状	甘蔗	沖縄県宮古島平良間切長間村 奥平昌得
	褒状	草撥	沖縄県宮古島下地間切伊良部村 金城森吉
	褒状	草撥	沖縄県宮古島下地間切仲地村 與儀平蔵
	褒状	草撥	沖縄県八重山島大濱間切大川村 宮良用著
	褒状	藍玉	沖縄県宮古島砂川間切新城村 國吉仁助
	褒状	鬱金	沖縄県恩納間切谷茶村 瀬良垣寛平
	褒状	楊梅皮	沖縄県美里間切知花村 島袋蒲
	褒状	豕 和種 牡	沖縄県兼城間切賀数村 大城牛
	褒状	甘蔗澱粉	沖縄県具志川間切天願村 譜久里忠助
	褒状	甘蔗澱粉	沖縄県読谷山間切楚辺村 松田平助
	褒状	甘蔗澱粉	沖縄県浦添間切宮城村 仲西龜
	褒状	銘酒白酎	沖縄県首里崎山村 玉元慎孝
	褒状	泡盛酒	沖縄県首里大中村 玉城加眞
	褒状	泡盛酒	沖縄県首里金城村 宮城松
	褒状	泡盛酒	沖縄県首里金城村 宮城牛
	褒状	甘薯焼酎	沖縄県北谷間切野里村 伊禮新平
	褒状	黒糖	沖縄県兼城間切兼城村 大城牛
	褒状	褐色糖	沖縄県具志頭間切安里村 兼城小孫
	褒状	褐色糖	沖縄県具志頭間切新城村 田場玄順
	褒状	褐色糖	沖縄県勝連間切南風原村 外間蒲三郎
	褒状	褐色糖	沖縄県知念間切久手堅村 具志堅順太郎
	褒状	褐色糖	沖縄県豊見城間切金良村 赤嶺金徳
	褒状	白糖	沖縄県西原間切翁長村 仲元豊益
	褒状	褐色糖	沖縄県北谷間切屋良村 金城源四郎
	褒状	褐色糖	沖縄県豊見城間切根差部村 新垣部一
	褒状	褐色糖	沖縄県高嶺間切國吉村 照屋牛三
	褒状	褐色糖	沖縄県具志頭間切安里村 川武當加眞
	褒状	褐色糖	沖縄県勝連間切平安名村 仲與根思武太
	褒状	褐色糖	沖縄県南風原間切津嘉山村 金城駒平
	褒状	褐色糖	沖縄県伊江島西江前村 大嶺利助
	褒状	褐色糖	沖縄県今帰仁間切兼次村 島袋源太郎
	褒状	褐色糖	沖縄県中城間切新垣村 伊佐善則
	褒状	褐色糖	沖縄県兼城間切照屋村 大城次良
	褒状	褐色糖	沖縄県西原間切翁長村 仲宗根太郎
	褒状	褐色糖	沖縄県本部間切渡久地村 仲宗根源蔵
	褒状	褐色糖	沖縄県兼城間切潮平村 金城次郎
	褒状	褐色糖	沖縄県小祿間切當間村 長嶺松助
	褒状	褐色糖	沖縄県喜屋武間切喜屋武村 玉城三平
	褒状	褐色糖	沖縄県大里間切与那原村 新里原訴
	褒状	褐色糖	沖縄県美里間切古謝村 知念茂蔵
	褒状	褐色糖	沖縄県宜野湾間切嘉数村 知花松吉
	褒状	蘇鉄 盆栽	沖縄県那覇泉崎村 島袋龜
第4部 水産	有功三等	鱈鱈	沖縄県兼城間切糸満村 上原松
第5部 教育及学芸			
第6部 鉱業及冶金術	褒状	硫黄 (琉球国鳥島)	沖縄県鳥島
	褒状	銅 (羽地間切伊差川村字金川)	沖縄県首里大中村 尚典
第7部 機械			

*1 本表は、内国勲業博覧会事務局編『第三回内国勲業博覧会褒賞授与人名録』(1890年)より、沖縄在住者の抜き出したものである。なお、地名において明らかな誤記は適宜訂正した。

【表3】 第3回内国勸業博覧会における沖縄出身者の受賞数

		名誉賞	進歩賞			妙技賞			有功賞			協賛賞			合計	褒状	総計
			一等	二等	三等												
一部	工業									5	24				29	43	72
二部	美術															1	1
三部	農業								1	3	6				10	66	76
四部	水産										1				1	28	29
五部	教育及学芸																0
六部	鉱業及冶金術															2	2
七部	機械																0
合計									1	8	31				40	140	220

*1 本表は、内国勸業博覧会事務局編『第三回内国勸業博覧会褒賞授与人名録』（1890年）より、各項目に基づいて沖縄在住者で受賞者数を抜き出したものである。